

公益財団法人日本体育協会（指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチ）資格
再登録について

公益財団法人 日本体育協会 公認スポーツ指導者登録規程(抜粋)

第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。

2. 前項の更新にあたっては、資格有効期限が切れる 6か月前までに本会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。ただし、本会が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

公益財団法人 日本体育協会 公認スポーツ指導者登録規程 細則(抜粋)

第8条（資格の保留・停止）

本細則第4条※に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「**資格保留**」となる。

2. 資格保留期間は有効期限後1年間とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うことができる※※。
3. 保留後1年間経過した場合、「**資格停止**」となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

※第4条（手続き期間と認定日）

資格登録に係る手続きは、登録認定日以前に完了していなければならない。

2. 登録認定日は、原則として、毎年10月1日付もしくは4月1日付とする。
3. ただし、一部資格については、手続きの都合上、10月1日付のみとする。

※※資格保留後6ヶ月以内の義務研修受講が条件です。以降は「資格停止」となります。

第9条（資格の再登録）

「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。

再登録申請手続きについて（都道府県指導普及委員長用）

日本バレーボール協会では、日本体育協会に年間2回、再登録の申請をいたします。

前期： 4月30日まで

後期： 10月31日まで

これらの日程を超えた場合、「資格停止」期間が半年延びることになります。

①申請者→都道府県指導普及委員長（相談）

都道府県指導普及委員長→申請者が「更新のための研修」を受講済みか確認

②都道府県指導普及委員長→申請者（必要書類の送付）

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格再登録申請書兼申請要件調査書

を送付 (JVA 指導普及委員会 HP に PC 用・手書き用を掲載 : EXCEL)

- * 6. 申請区分について 未手続による再登録→まだ1度も登録していない方
有効期限切れによる再登録→登録したが資格停止となった方

(申請書の作成・送付・振り込み手続き)

③申請者→都道府県指導普及委員長→指導普及委員会審査(担当:橋爪)

④申請者→JVA 口座に審査料 3000 円(現在)を振り込む。

口座情報:みずほ銀行 渋谷中央支店 普通 4602974

公益財団法人日本バレーボール協会(コエキサ イタンホクジニホンバレーボールキョウカイ)

⑤申請者 振込通知書を FAX→JVA 事務局

(JVA 指導普及委員会 HP に掲載: pdf)

※③④⑤は同時に手続きすること。

⑥手続き完了後(③④⑤)、指導普及委員会で審査→日本体育協会に再登録申請
再登録不可の場合、別途、指導普及委員会担当者と相談の上、対応を決定する。

(審査)

⑦審査結果の通知(再登録の可否)

指導普及委員会→都道府県指導普及委員長 (JVA 指導普及委員会 HP に掲載)

日本体育協会→申請者(再登録可の方)に手続き案内及び書類

⑧申請者(再登録可の方)→日本体育協会指示に沿って、速やかに手続きを完了する。
再登録不可の場合、別途、指導普及委員会担当者と相談の上、対応を決定する。

問い合わせ先:

公益財団法人日本バレーボール協会指導普及委員会主事